

## 第1回兵庫県行政不服審査会 会議録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 平成28年7月7日(木) 午前9時55分から午前11時20分まで
- (2) 場 所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁3号館7階 第7委員会室

### 2 出席した委員の氏名

中川丈久、角松生史、大久保規子、  
正木靖子、浅田修宏、吉田邦子、  
中瀬憲一、久保修一、青山善敬

### 3 職務のために出席した者の職及び氏名

企画県民部管理局长 谷口賢行、文書課長 西村嘉浩、副課長 白井重孝、  
法務班長 小倉豊道、主査 原知行、主任 内川秀明

### 4 会議の目的である事項

#### (1) 会長の選任等について

- ア 会長及び副会長の選任について
- イ 会長の職務代理の順序の指定及び職務代理者の指名について
- ウ 合議体を構成する委員の指名について
- エ 審査長の指名について

#### (2) 協議事項等

- ア 行政不服審査法に基づく審査手続等について
- イ 審査会の運営方法等について
- ウ 兵庫県行政不服審査会運営要領の制定について
- エ 会議録署名委員の指名について

#### (3) その他

### 5 議事の要旨

#### (1) 会長の選任等について

- ア 審査会は、行政不服審査法の施行に関する条例(以下「条例」という。)第10条第2項の規定に基づき、委員の互選によって、中川丈久委員を会長に、正木靖子委員及び角松生史委員を副会長に選任した。
- イ 中川会長は、条例第10条第4項の規定に基づき、会長の職務を代理する副会長の順序として、正木副会長を第1順位に、角松副会長を第2順位に指定した。  
また、中川会長は、同条第5項の規定に基づき、会長の職務を代理する委員として、浅田修宏委員を指名した。
- ウ 審査会は、条例第12条第1項の規定に基づき、第1合議体に属する委員に、中川会長、吉田邦子委員及び青山善敬委員を、第2合議体に属する委員に、角松副会長、浅田委員及び中瀬憲一委員を、第3合議体に属する委員に、正木副会長、大久保規子委員及び久保修一委員を指名した。

また、中川会長は、同条第3項の規定に基づき、中川会長自らを第1合議体の審査長に、角松副会長を第2合議体の審査長に、正木副会長を第3合議体の審査長に指名した。

## (2) 協議事項等

ア 改正行政不服審査法の概要、行政不服審査会における調査審議の概要等について、事務局から報告があった。また、審査会への諮問対象となる処分について、その具体例、改正法施行前の件数、処理内容等の報告があった。

イ 審査会における調査審議の進め方、諮問案件整理表、諮問資料一式について、事務局から説明があり、各委員から意見交換や質疑応答があった。

(主な内容)

- ・ 諮問説明書は、諮問案件について審査庁がその考え方をまとめた資料であり、審査会としては、諮問説明書とは別に、その調査審議の結果をまとめた資料を作成することが適切である。事務局は、予め、諮問説明書を精査した上で、別途、審査会としての調査審議のための資料を会議資料として作成すること。
- ・ 類似する内容の事件が諮問され、あるいは、既に答申をされている場合は、各部会の判断が適切に行われるよう、事務局は、予め、部会に、他の部会での調査審議の内容や既になされた答申の内容を報告すること。

ウ 兵庫県行政不服審査会運営要領案について、事務局から説明があり、審査長の職務を行う委員を「部会長」と称する旨の修正をするほか、会長に一任することとし、各委員から了承を得、可決した。

エ 兵庫県行政不服審査会運営要領第30条第3項に基づき、中川会長は、中瀬委員を本日の会議についての会議録署名委員に指名した。

## (3) その他

審査会の合議体について、今後、中川会長を審査長とする合議体を第1部会、角松副会長を審査長とする合議体を第2部会、正木副会長を審査長とする合議体を第3部会と称することとした。